

特定電気通信施設等整備推進基金補助金に係る外部評価会 運営要領

令和6年3月8日

一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会

1. 本評価会には、座長を置く。
2. 本評価会は、構成員間での率直かつ詳細な意見交換を図るため、非公開での開催とする。
3. 本会合で使用した資料については、原則として一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会のウェブページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他本評価会において必要と認める場合については、非公開とする。
4. 本評価会については、原則として議事要旨を作成し、構成員による内容の確認・了承を得た上で、当該評価会終了後、一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会のウェブページに掲載し、公開する。
5. 本会合の庶務は、一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会がこれを行うものとする。

以上